

■議案第17号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成30年6月に公布された森林経営管理法（平成30年法律第35号）が平成31年4月に施行され、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るための新たな森林経営管理制度が始まります。

この制度を支える財源として、平成31年度から森林環境譲与税（仮称）が都道府県及び市町村に譲与されることから、これを基金として受け入れ、適正に管理するため、四万十町基金条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

新たな基金として、「四万十町森林環境整備基金」を追加します。

〔平成31年4月1日施行〕

【新旧対照表】

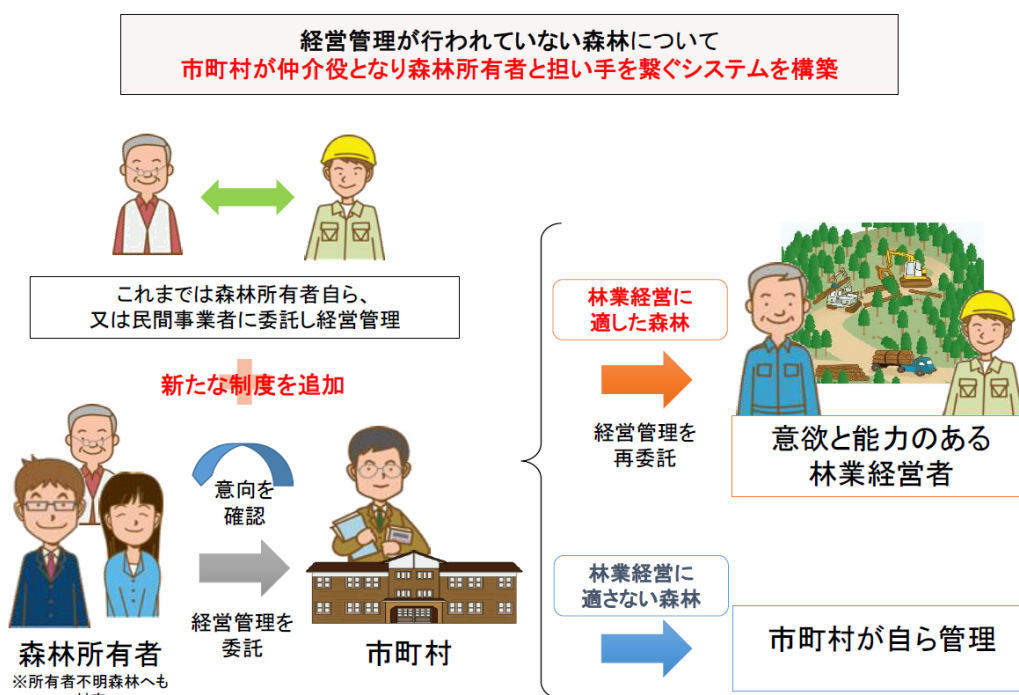
改正後	改正前															
（設置） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td>(1) ～ (17) 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(18) 四万十町森林環境整備基金</u></td><td><u>森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てる。</u></td><td><u>町長が定める額</u></td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1) ～ (17) 略			<u>(18) 四万十町森林環境整備基金</u>	<u>森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てる。</u>	<u>町長が定める額</u>	（設置） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td>(1) ～ (17) 略</td><td></td><td></td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1) ～ (17) 略		
基金の名称	設置の目的	積立額														
(1) ～ (17) 略																
<u>(18) 四万十町森林環境整備基金</u>	<u>森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てる。</u>	<u>町長が定める額</u>														
基金の名称	設置の目的	積立額														
(1) ～ (17) 略																
2 略	2 略															

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（基金） 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。 2～8 略
--

【森林経営管理制度の概要】



- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

【森林環境税／森林環境譲与税】（仮称）

森林環境税……………平成36年度から課税〔国民一人当たり年額1,000円〕
（個人住民税均等割の納税義務者）

森林環境譲与税………平成31年度から市町村、都道府県に対して譲与
四万十町には平成31年度からの3年間は年額6千万円余り、
以後3～4年ごとに増額され、平成45年度以降は年額2億円余りが譲与される見込み

【森林環境譲与税の譲与基準】

50%：私有林人工林面積 20%：林業就業者数 30%：人口

【基金の主な使途】

- 町に委託された森林の間伐、作業道開設等の森林整備に関する事業
- 里山林又は放置竹林の整備に関する事業
- 森林所有者の意向調査又は森林の境界明確化に関する事業
- 林業就業者の育成に関する事業
- 木材利用の促進若しくは普及啓発における公共建築物への木材利用又は森林環境教育に関する事業